

まだマイナ保険証をお持ちでない方も、 これまでどおり医療を受けられます



◀政府広報
オンライン

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868(国民健康保険に関すること)
後期高齢者医療担当 ☎991-1884(後期高齢者医療保険に関すること)

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、12月2日(月)から現行の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがお済みでない方も、現行の保険証の有効期限内に送付する「資格確認書」で保険診療を受けられます。

また、今お持ちの保険証は、記載されている有効期限まで利用できます。有効期限が切れる場合には、必要な方に「資格確認書」が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方

資格確認書の申請不要

新たに後期高齢者になった方

資格確認書の申請不要(※令和7年7月末まで)

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方、障がいのある方など)

資格確認書の申請必要



後期高齢者医療制度に12月1日(日)以前から加入されていて、以下に該当する方には、マイナ保険証を保有している場合にも「資格確認書」を交付します。

- ▶保険証が交付されていて、住所などに変更が生じた方
- ▶保険証が交付されていて、保険証の紛失等で再交付を受ける方

ただし、令和7年7月末までの暫定的な措置であるため、令和7年8月以降の運用については決定次第、広報紙や町ホームページ等でお知らせします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

マイナンバーカードの特急発行について

問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

12月2日(月)から新生児やマイナンバーカード紛失時等、特定の要件を満たした以下の方に最短1週間以内でマイナンバーカードを交付する特急発行の仕組みが開始されます(特急発行を利用するには、申請が必要です)。

【対象】

- ①1歳未満の方で初めて交付を受ける方(特定年齢未満申請者)
- ②国外から転入し、転入届後、初めて交付を受ける方(転入届を提出してから30日以内に申請が必要)
- ③マイナンバーカードを紛失したと届け出た方^{※1}(紛失届出後、初めて交付を受ける方で30日以内に申請が必要)
- ④マイナンバーカードを速やかに受ける必要がある方^{※2}(事由が発生してから30日以内に申請が必要。ただしやむを得ない理由がある場合を除く。)

※1 有料での再交付となります。

※2 ・転入や出生等以外の理由で住民票に新たに記載された方

・新たに住民票に記載された中长期在留者等

・個人番号又は住民票コードの変更によりマイナンバーカードが失効した方(事由により、有料での再交付になる場合があります)

・マイナンバーカードの焼失、著しい損傷、または機能が損なわれたことで再交付を求める方

・追記欄の余白がなくなったことによりマイナンバーカードの再交付を求める方

・刑事施設等に収容されていた方